

各位

2021年9月6日  
放射線取扱主任者  
佐波 俊哉

### D2 電源棟における RI 法施行規則 第 22 条の 3 項の適用期間の延長について

D2 電源棟において、RI 法施行規則第 22 条の 3 項に基づき、下記の管理区域を管理区域でないものと見なし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行う期間を下記まで延長することをお知らせします。

1. 期間：2021年7月8日（木）から2021年9月30日（木）まで
2. 場所：D2 電源棟 1, 2 階管理区域全域（図 2 の黄色で示す区域）

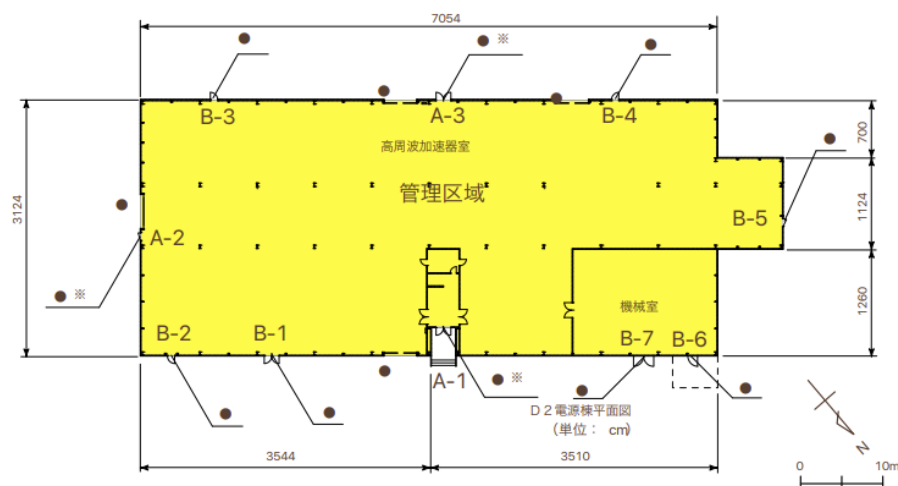


図 2 D2 電源棟 1, 2 階管理区域全域

#### 配布先

##### 機構長

- (管理局) 施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室
- (素核研) 所長、副所長、事務室
- (加速器) 施設長、各主幹、事務室
- (物構研) 所長、副所長、事務室
- (共通) 施設長、各センター長、事務室、放射線受付
- (担当者) 当該発生装置管理責任者、同作業責任者、各区域放射線担当者、管理室員